

## 自動制御連合講演会規程

### 第一条

この規程は、自動制御連合講演会に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第二条（主催学会、幹事学会、幹事対象学会、協賛学会）

自動制御連合講演会は、自動制御の分野の学術・技術の発展に資することを 目的とし、当該分野に関係する学会・協会等の中からその任に当たるものの 共同主催として、毎年 1 回開催するものとする。以下、これらの学会・協会等を「主催学会」と称する。

2 自動制御連合講演会の運営に際しては、主催学会の中から、「幹事学会」と称する代表の学会・協会等 1 つを、各年度ごとに選定する。 幹事学会は、当該年度の自動制御連合講演会の運営ならびに経理に関して、すべての責任を負うものとする。ただし、幹事学会を担当するのは、主催学会のうち、あらかじめその意思を示し、承認されている学会・協会等（以下、これを「幹事対象学会」と称する）に限るものとする。また、幹事学会は、基本的に、幹事対象学会の中での持ち回りにより決定するものとする。

3 各主催学会は、幹事学会を通して、自動制御連合講演会の企画等への協力要請を受けた場合には、可能な限り協力を行うものとする。

4 自動制御連合講演会の開催に際して、幹事学会は、当該分野に関係する学会・協会等に対して、協賛依頼を行う。協賛依頼に応じた学会・協会等を、以下、「協賛学会」と称する。

5 自動制御連合講演会の参加費に関して、主催学会の正会員・学生会員については、幹事学会の正会員・学生会員資格（もしくは、それに準じるもの）での参加費金額を適用するものとする。協賛学会の正会員・学生会員（もしくは、それに準じるもの）についても同様の扱いとする。

### 第三条（幹事学会、主催学会の義務等）

幹事学会は、自動制御連合講演会の開催案内や講演募集を、主催学会ならびに他の協賛学会が学会誌等に掲載できるよう、十分な時間的余裕をもって準備し、必要な情報を送付するものとする。

2 各主催学会（幹事学会を含む）は、学会誌等やホームページ等を通して、前項の情報を責任を持って案内し、周知に努めるものとする。

3 幹事学会は、自動制御連合講演会のプログラム詳細（講演番号、講演時間、講演題目、講演者名を含むもの）を、主催学会が学会誌等に掲載できるよう、十分な時間的余裕をもって準備し、必要な情報を送付するものとする。

4 主催学会が、前項の情報を学会誌等に掲載するか否か、あるいは掲載する場合にあっては、どこまで詳細な情報を掲載するかについては、各主催学会（幹事学会を含む）の判断に一任するものとする。

### 第四条（著作権等）

自動制御連合講演会において発表された講演論文の原稿、ならびにそれに付随する講演論文概要

集や CD-ROM 等，書誌データ等の著作権は，幹事学会がすべて保持するものとし，幹事学会はその旨を，講演募集の段階から十分に周知させるものとする。

2 幹事学会が年度ごとに交替となることに伴い，前項の規程では特段の不都合が生じる場合には，各年度の自動制御連合講演会実行委員会が著作権を保持するものとする形式的な扱いを行うことを認めるものとする。ただし，この場合にあっても，実際の著作権の所在については，各年度の幹事学会にあることを放棄するものではないものとする。

#### 第五条（規程の改廃等）

本規程の改廃は，運営委員会が行う。

2 本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合，または本規程に定めのない事項については，運営委員会において誠意をもって協議の上，これを解決するものとする。

#### 付則

1 2003 年の自動制御連合講演会開催の時点で承認済の主催学会である，化学工学会，計測自動制御学会，システム制御情報学会，精密工学会，日本機械学会，日本航空宇宙学会（五十音順）は，本規程の発効時においても引き続き，主催学会として承認されているものと見なす。同じく，同時点で承認済の幹事対象学会である計測自動制御学会，システム制御情報学会，日本機械学会（五十音順）は，引き続き，幹事対象学会として承認されているものと見なす。

2 各主催学会の分担金に関しては，2003 年の自動制御連合講演会開催時までの申し合わせに従い，当面，以下の通りとする。

|               |          |
|---------------|----------|
| 幹事学会          | 60,000 円 |
| 幹事学会を除く幹事対象学会 | 45,000 円 |
| 幹事対象学会を除く主催学会 | 20,000 円 |